

○厚生労働省令第八十二号  
児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百八十七号）の施行に伴い、及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条第四号の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令  
児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。  
第十八条の三の二の次に次の一条を加える。

**第十八条の三の三** 令第二十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、通所給付決定保護者と生計を一にする者であつて、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 当該通所給付決定保護者の児童であつた者
- 二 当該通所給付決定保護者又はその配偶者の直系卑属（当該通所給付決定保護者の児童及び前号に掲げる者を除く。）

第十八条の四中「第二十四条第四号」を「第二十四条第五号」に改める。

**附 則**

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。